

長建協発第464号
平成22年2月19日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

公益法人制度改革に関する情報提供《vol.22》
【遊休財産額の保有の制限について】

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、『月刊公益法人』（2月号）【公益財団法人公益法人協会発行】に、“公益法人会計Q&A”「遊休財産額の保有の制限について」と題する別添の記事が掲載されました旨、全建より情報提供がまいっておりますので、ご参考までに送付申し上げます。